

## 外国人相談窓口の拡充について

市民部国際課

本市では、これまで日本語が不自由な外国人住民の方を支援するために、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、日本語による外国人相談窓口を開設してきました。

この度、法務省の外国人受入環境整備交付金を活用し、より多くの言語に対応した外国人相談窓口に拡充します。

### 記

- 1 開始日** 平成31年4月1日（月）
- 2 対応言語** ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、日本語は、これまで通り相談員による対応を行います。  
その他の言語（中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語など）は、新たに音声翻訳機を活用して対応を行います。
- 3 日時・場所** 開設日時や場所の変更はありません。  
**◆月曜日～金曜日の午前9時～午後5時**  
市役所本館1階市民課9番窓口隣において、相談窓口を開設  
**◆月・水・金曜日の午後1時30分～午後4時30分**  
市役所東館2階相談室2において、ポルトガル語、スペイン語の相談員を増員し、相談窓口を開設
- 4 その他** 今回の相談窓口の拡充は、外国人受入環境整備交付金のうち、交付金（整備）を活用し、翻訳機及び翻訳タブレットの購入、外国人生活ガイドブック印刷などを整備したものです。  
交付金（運営）については、相談員に係る経費、翻訳タブレット通信費を申請中です。